

新潟空港整備推進協議会各種助成金のご案内

新潟空港整備推進協議会（以下「空整協」という。）では、新潟空港の利用拡大と活性化を図るため、新潟空港発着の路線を利用して実施する団体旅行等の費用の一部の助成を実施しています。特に「新潟空港遠隔地域バス借上助成金」について、昨年度までは国内線利用時の助成対象期間が冬季に限定されていましたが、今年度からは通年での利用が可能となり、対象期間が拡大されました。ぜひご検討の上、ご活用ください。

1 助成事業概要

（１）新潟空港発着の国際線・国内線対象

事業名	対象	補助（助成）額
①新潟空港海外研修・交流 団体旅行促進事業補助金	5人以上の交流・研修を行う 団体旅行	1人あたり3千円 (最大30万円、修学旅行等は 最大60万円)
②国際旅行商品造成支援 事業助成金	新潟空港を往復利用した旅行 商品の広報や旅行説明会の開 催等に係る経費	経費の1/2 (最大20万円)
③新潟空港遠隔地域バス 借上助成金 ※国内線、国際線とも利用 可能	概ね片道70km以上からバス を借り上げる費用	経費の1/3 (1台目：最大8万円、 2台目～4台目：最大4万円)

（２）新潟＝ハルビン線対象

事業名	概要	補助（助成）額
①北東アジア路線利用団 体旅行助成金	5人以上の交流・研修を行う 団体旅行	1人あたり1万円 (限度額50万円)
②北東アジア路線旅行商 品造成支援助成金	新潟空港を利用（片道可）し た旅行商品の広報や旅行説明 会の開催等に係る経費	経費の1/2 (最大20万円)
③北東アジア路線団体旅 行バス借上助成金	70km以上、400km以内の地 域からバスを借り上げる費用	経費の1/2 (最大15万円、4台まで)

※（１）の同一番号の事業との併用は不可

- 詳細は要綱をご確認ください。書類の作成方法、助成対象の可否等について不明な場合は事前にお問合せください。
- 各事業とも、助成金申請以降に行われ、募集が2025年4月1日以降であり、2026年3月31日までに実施・完了するものを対象とします。
- 予算額に達し次第、募集締切前であっても、助成の募集は終了となります。

2 必要な手続き・書類

(1) 新潟空港海外研修・交流団体旅行促進事業補助金/北東アジア路線利用団体旅行助成金

①交付申請

ア. 申請書 (第1号様式)

※新潟空港海外研修・交流団体旅行促進事業補助金については、新潟空港から概ね70km以遠の地域から、新潟空港を発着する国際路線又は新潟空港を発着して国内他空港を乗り継ぐ国際路線を往復利用する場合、送客1人につき2,000円を上乗せ助成します。ただし、申請一件あたりの上乗せ助成の限度額は20万円(学生等の修学旅行又は研修旅行の場合は40万円)とします。

イ. 旅行行程表 (任意様式)

※事業内容の変更や予定期間内に完了しない場合などは、別途書類を提出する必要があります。(第2号様式、第3号様式)

②実績報告 ※旅行の実施・完了から30日以内にご提出ください。

ア. 実績報告書兼請求書 (第4号様式)

イ. 旅行参加者名簿

ウ. 航空会社等が発行する団体搭乗証明書

※国内線から国際線に乗り継いだ場合、国内線と乗り継いだ国際線双方の搭乗証明書が必要となります。

※空整協指定の様式ではなく、航空会社が指定する様式でも可能です。

エ. 旅行行程表又は旅行商品パンフレット

(2) 国際旅行商品造成支援事業助成金/北東アジア路線旅行商品造成支援助成金

①交付申請

ア. 申請書 (第1号様式)

イ. 事業実施内容がわかる書類

(事業実施(予定)期日、旅行日程、募集人員、最小催行人員等を含む事業内容を記載(任意様式))

ウ. 事業費明細 (第1号様式 別紙) 及び見積書の写し

※事業内容の変更や予定期間内に完了しない場合などは、別途書類を提出する必要があります。(第2号様式、第3号様式)

②実績報告

ア. 実績報告書兼請求書 (第4号様式)

イ. 事業費明細 (第4号様式 別紙1)

ウ. 申請に係る請求書及び領収書の写し

エ. 旅行商品パンフレット等当該広報事業で作成したもの

(3) 新潟空港遠隔地域バス借上助成金/北東アジア路線団体旅行バス借上助成金

①交付申請

ア. 申請書 (第1号様式)

イ. 事業計画書

ウ. 旅行代金の内訳書

エ. バス代金の見積書の写し

※事業内容の変更や予定期間内に完了しない場合などは、別途書類を提出する必要があります。(第2号様式、第3号様式)

②実績報告

- ア. 実績報告書兼請求書（第４号様式）
- イ. 事業実績
- ウ. バス借上げ代金の請求書又は領収書の写し

3 申請先

（新潟空港整備推進協議会事務局）

新潟県交通政策局空港課 空港振興担当

〒950-8570 新潟市中央区新光町４番地１

電話：025-280-5471 FAX：025-284-5042

E-mail：ngt170040@pref.niigata.lg.jp

※申請・実績報告書類等はデータでご提出いただけます。ただし、電子データ化が難しい添付書類については郵送にてご提出ください。

4 その他

- （１）詳細は、添付の補助金交付要綱を参照ください。
- （２）不明な点などは、以下担当までお問合せください。

新潟県交通政策局空港課 空港振興担当

電話：025-280-5471 FAX：025-284-5042

E-mail：ngt170040@pref.niigata.lg.jp

○参考（新潟空港海外研修・交流団体旅行促進事業補助金/北東アジア路線利用団体旅行助成金についてのQ & A）

・助成対象となる研修、交流内容の確認方法は？

交付申請時の旅行行程表などにより確認します。提出書類などに不明な点などあれば、交付申請を受理後、個別にヒアリングさせていただきます。

なお、補助金交付案内にもあるとおり、研修や交流の内容のメニューを含む旅行であって、必ずしも全行程で研修や交流が必要ではありません。助成対象になるかどうか疑問などあれば、補助金申請の前にご相談下さい。

・送客人数に添乗員は入るのか？

添乗員は、助成対象となりません。

・参加者に地方公共団体等職員などが含まれる場合、送客人数にカウントできるのか？

公費により交通費が支給されている地方公共団体等職員は、送客人数にカウントできません。例として、公立学校修学旅行における引率教職員、企業視察団に随行する行政職員、公務に基づく議員訪問団などがあります。

・旅行当日に、例えば20人から15人に人数が減少した場合、補助金申請時の金額に変更が生じるが、手続きの方法は？

旅行当日の減少等については、帰国後の変更手続きになります。ただし、例えば旅行人数が20人から19人に減った場合など、交付決定額の20%以下の減額については、変更承認申請は不要です。

・旅行後の申請は可能か？

旅行後の申請については、補助金を交付することができませんので、旅行を募集又は受注する前に申請を行ってください。

・募集型旅行商品の場合、例えば同じ内容を4本（4つの日程）で設定した場合、1本ずつの旅行が終わった都度、実績報告を提出しなければならないか？

まとめて申請が可能です。この事業は、ひとつの企画旅行に対しての補助金交付なので、例えばひとつの企画旅行に4つの日程が設定される場合は、最後の旅行が終わった段階で、実績報告書を提出してください。

・成田空港や中部国際空港経由で海外へ旅行する場合は対象となるか？

新潟空港の国内線を利用した海外への旅行も対象としますが、実績報告時に国内線と乗り継いだ国際線 双方 の搭乗証明書が必要となります。

・自治体等からの助成が入る旅行も補助（助成）対象としてよいのか？

補助（助成）対象外となる場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

・助成金の支払日を指定することは可能か？

原則として支払日の指定はできません。

各社・団体の会計上の都合で指定日を設定の場合は、必ず事前にご相談ください。

・新潟空港から 70 キロ以遠とはどこを指すか？

旅行者の居住地（市町村）から新潟空港までの距離を指します。県内対象地域としては 長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、村上市、糸魚川市、妙高市、上越市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村の他、県外市町村が対象となります（地図別紙）。

・同一グループの中に新潟空港から 70 キロに満たない参加者と 70 キロ以遠の参加者が混在している。その場合の遠隔地利用の上乗せ助成対象範囲はどうなるか？

助成対象は新潟空港から概ね 70 キロ以遠にある市町村に居住されている方で、新潟空港を往復利用される方のみとなります。同一グループであっても 70 キロに満たない地域の方は助成対象外となります。

申請の際は申請書に遠隔地からの旅行者の人数を必ず明記してください。

別紙

新潟空港から概ね 70 キロ以遠の地域



※ 網掛けの市町村及び県外市町村が対象